

# 國學院大學学術情報リポジトリ

## 石川岩吉の事績と学問

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高野, 裕基 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002000688">https://doi.org/10.57529/0002000688</a>

## 石川岩吉の事績と学問

高野裕基

### はじめに

石川岩吉（明治八（一八七五）年―昭和三十五（一九六〇）年）は、昭和二十（一九四五）年八月の敗戦直後の最も混乱した時期に國學院大學理事長・学長となり、その維持・発展に尽力して「國學院中興の祖」の一人と称されている。

石川の事績については、基礎資料として石川自身が記したノート「昭和十七年六月七日起、我が家并に家族の事ども」を参照して作成された「石川岩吉先生年譜」<sup>〔1〕</sup>があり、その全体像を把握することができるほか、國學院大學の校史研究を中心に概ね明らかにされている<sup>〔2〕</sup>。しかしながら、石川の事績を論じる際には、特に前記の新生國學院大學の理事長・学長であった時期に注目して論じられることが多く、石川の著書や論考の分析、研究者としての位置付けについて検討されることは少ない。

そこで本稿では、國學院大學の校史と密接に関わる石川の事績を改めて確認しつつ、著作や論考の内容を分析する

ことで、石川の学問の概要や展開、あるいは研究者としての人的交流に注目した事績の検討を試みたい。

この検討を通して本稿は、戦後の國學院大學の礎を築いた石川の新たな一面を明らかにすることで、國學院大學の校史における「戦後史」を再検討していく上での基礎としたい。<sup>3)</sup>

### 一、皇典講究所・國學院の編纂事業と石川岩吉

明治八(一八七五)年二月二十二日、石川岩吉は父・完治、母・さとの次男として広島市中島本町に誕生した。翌九年十月に広島県御調郡尾道に転居し、同十一年十一月一日には、父が御調郡長に任じられた。石川は尾道西小学校に入学するも、同十四年九月に父が郡長を辞職して浅野侯爵家の家従に転じたことから、広島市へ転居し修道学校に編入した。その後、同十六年頃に轅町小学校に編入し、翌十七年には、東京霞ヶ関の浅野家邸内に転居して、翌十八年に平河小学校(後に趨町小学校と改称)初等一級を受験して入学した。しかし、同二十年に浅野侯爵家の本郷区弥生町移住に伴い転居し、同年本郷小学校に編入、翌二十一年には東京府尋常中学校に入学した。<sup>4)</sup> 在学中の同二十三年に父が浅野家家扶を解かれ、翌二十四年八月四日には他界した。同二十五年の卒業後は、推薦により仙台第二高等学校の入学を許可されたが、家事の都合で入学を断念した。石川は、翌二十六年二月に國學院へ入学することとなるが、その志望動機や経緯について、次のように述べている。<sup>5)</sup>

國學院は二十三年に創立せられる 予その頃前記の事情にて上級学校にも入らず 日月を徒消し居りたるころ 下宿人中に篠原某といふものあり 偶然皇典講究所講演の事より当代の碩学が講師たることを話を聞き試みに 規則書を貰ひたるに如何にも趣旨の立派なるものあり 且つ給貸費の規定もありたれば母上に請ひて入学金授業

料等金策をして戴き中学卒業生なる故を以て学年途中なるも臨時入学を許さる 六月の試験により最後の貸費生たることを許さる 月額五円五十銭 授業料一円五十銭をその内より納入しその余を以て他の学費を弁す 九月より右学費貸与開始せられ月の下旬より? 主事青戸波江氏方顕彰塾に入塾す

石川の國學院入学は、下宿人「篠原某」から聞き知った皇典講究所に関心を持ち、國學院を経営する皇典講究所の規則を入手したことを契機とした。また、父亡き後の家中の事情もあり、皇典講究所が「給貸費の規定」を設けていたことも志望動機の一つになったといえる。入学後は、同所幹事、國學院主事・青戸波江の自宅の一部に設けられた家塾・顕彰塾に入塾し、日常的に青戸の薫陶を受けた。<sup>(6)</sup>

國學院第三期生である石川の同期には、井桁喜作、泉水保正、馬瀬長松、瓜生喬、大川茂雄、大原千晴、加部章人、神崎一作、菊地太三郎、菊池武文、草間喜一郎、畔柳完道、黒川十太郎、近藤潔、清水広忠、関要、武井孝之助、武内衛、津田貞三、鳥野幸次、中村弾男、波多野鏐次郎、花柳美寿太郎、日高德太郎、藤井貞一、古谷知新、松平健雄、山本信哉、横山清丸、和田信二郎がいた。なお、当時の國學院は小所帯であり、ほとんどの学生は顔見知りであったと考えられるが、第一期生には三矢重松や稲村真里、宮西惟助等、第二期生には江見清風等、第四期生には北里蘭、小林秀雄、武井茂、室松岩雄等、第五期には堀江秀雄等が在籍していた。

在学中に湯本武比古の講義を受けたことから倫理史への関心をもち、卒業論文では「日本倫理史」を選び、同二十八年七月に首席で卒業した。卒業後は皇典講究所講師の落合直文に招聘されて、大倉書店発行の国語辞典『ことばの泉』（明治三十一—三十二年）の編修に従事した。当初、同書は落合、池邊義象、畠山健の共著とする予定であった。しかし、辞書という性質から議論を控え体裁を統一するためにも、落合一人の責任の下に編纂を進めることと

なった。それでも池邊・畠山は絶えず協力的だったようで、畠山にいたっては、一部の語句を担当するなど実質的に編纂に参加していた。また、松野勇雄の後を受けて同二十七年から城北中学校校長を務めていた今泉定介は、自身の編纂した書籍を参考として落合に供するなど、多くの教員・生徒が同編纂事業に参画・協力した。落合による同書の「緒言」には次のようにある。<sup>(1)</sup>

編纂員は、前後おなじからず。前には、山本信哉君、石川岩吉君、古谷知新君、白鳥菊治君、中ごろは與謝野寛君、白河基廣君、白鳥菊治君、波多野鏐治郎君、吉小神鎗吉君、近藤潔君、堀江秀雄君、高垣虎吉君、水田恭太郎君、後には、吉小神鎗吉君、波多野鏐治郎君、水田恭太郎君、専ら従事せられたり。この書の、かく完成するにいたれるは、皆、この人人の苦心の余に出でたるものにて、その熱心と、勤勉とは、余の、永く忘るること能はざるものなり。

石川は他の同期や後輩らとともに、主に前半期の編修に従事した。同「緒言」には、明治二十七年九月一日に編纂員を招聘したとあり、同二十八年七月に卒業した石川は、在学中から同書の編纂に関係していたと考えられる。また、編纂に参画した人々には、國學院第三期の同期生や後輩等、学生の氏名を確認でき、実学的指導をも視野に入れた編纂作業がなされていたといえる。また、本書は國學院の教員・生徒により編纂されたこともあり、大正七（一九一八）年から國學院大學学長となった芳賀矢一により増訂され、大正十年に改修版が『改修言泉』として刊行された。改修版の編纂は落合の没後に行われたが、当初の体裁・方針を失わないために、編纂の補助者には、明治三十一年版の編纂に従事した水田恭太郎、波多野鏐治郎、與謝野寛を任用し、その他、大川茂雄、鈴木行三、桑野禮之助、中沼胖、

田中謙蔵が従事した。<sup>(8)</sup>

この編纂事業において石川は、明治三十一年版の前半期にのみ関与することとなったが、これは、兵役により明治二十八年十二月一日に近衛歩兵第一連隊へ入営したことによる。また、改修版の編纂の際には皇子傳育官として皇典講究所・國學院を離れていたことから、編纂事業には参画していない。しかしながら、『ことばの泉』の編纂は、國學院第三期生の動向などを併せ見ることで、その前後の世代における学問的基盤や学術的交流の経緯を窺うことができる事柄といえよう。

併せて、明治十二年三月に文部省において編纂を開始した『古事類苑』の編纂事業は、その後、東京学士会院・皇典講究所での編纂を経て大正三年三月に神宮司庁において完成した。この編纂事業には、編纂や事務等の立場から石川を含む、桑原芳樹・木村春太郎・佐伯有義・江見清風・山本信哉・和田信二郎・神崎一作等の多くの卒業生が参画した。また、この編纂事業は川田剛・小中村清矩・本居豊顕・木村正辞・栗田寛・井上頼圀・黒川真頼・松本愛重・内藤耻叟・横井時冬・黒川真道をはじめとする多くの皇典講究所・國學院大學の教員が指導にあたっている。<sup>(9)</sup> こうした編纂事業については、「活字史料を掲載した書籍群を編纂・刊行する」という極めて地味な仕事こそ、近世・近代を貫く「国学」という学問、とりわけ近代において「国学」という学問を担った国学者たちの真骨頂であった<sup>(10)</sup>と指摘されるように、皇典講究所・國學院の学問の基盤となり得る事業であったといえる。

## 二、『日本倫理史稿』の刊行と学問的基盤

明治三十一（一八九八）年十一月三十日、石川岩吉は兵役満期につき近衛歩兵第一連隊を除隊した。除隊後は、麹町区飯田町五丁目二十六番地の皇典講究所借家に転居し、『兵事雑誌』の編集を囑託されて兵事雑誌社に勤務した。<sup>(11)</sup>

翌三十二年には、國學院在学中の恩師である湯本武比古が社長を務める開發社に入社して、雑誌『教育時論』の記者となった。石川は記者として同誌を編集する一方で、同誌の「文芸史伝」欄に「聖諭例歌」を連載するなど自身も寄稿した。<sup>(12)</sup> また、石川が『教育時論』の記者であった時期には、稲村真里や鳥野幸次、河野省三など、國學院関係者の記事を確認できる。なかでも稲村は「君が教育時論に居られた頃、漢文と国文との調和を図りたいということを話し合っており意見が凡そ一致した。調和といっても、漢文直訳では調和にならない。却って国文を損うようなことになる。それで、いろいろ考えて作った文を教育時論に送った。君は喜んで登載して下された。」<sup>(13)</sup> と回顧している。

『教育時論』の記者時代には、石川の学問の基盤となる湯本との共著『日本倫理史稿』（開發社、明治三十四年）を刊行した。『日本倫理史稿』の刊行経緯は、その統編となる『日本倫理史要』（開發社、明治四十二年）の「序」に示されている。明治二十六七年頃、湯本は國學院の「日本倫理」の授業において、我が国の倫理は「建国以来列聖治教の下、漸次に發展」したものであり、儒仏基の各宗教のように「独特の教権者」はおらず、「単に学者の倫理説を叙述せる、倫理学史を以て足れりとすべからざる」旨を説いた。聴講していた石川は湯本の説に共感し、自ら倫理史料の蒐集を開始し、徴兵期間の忙しい最中にあつても怠ることなく史料の蒐集を続け、その史料を基礎として明治三十四年六月に『日本倫理史稿』は著された。<sup>(14)</sup> 同書については『國學院雜誌』の「新刊欄」に次のように評されている。<sup>(15)</sup>

石川岩吉氏の著にして、明治二十七年以来著者が苦辛經營の結果になれるもの、日本倫理史としての経の一部、もしくは緯の一部に筆を染めたるものは従来なきにしもあらざりしが、何れも皆浅きか狭きかの外に出でざるものはあらざりき。倫理史料として過去数千載にわたれる国民倫理思想の変移發達のあとを系統的に叙述して、よく其の詳なるを得たるもの、蓋し本書を推さざるを得ず。其の評論に筆を簡にして、力を材料の引証にそゝぎた

るがごとき、これ等の著書多からざる現代に対しては、蓋し其の当を得たるものなるべし。

無記名であるが、「其の評論に筆を簡にして、力を材料の引証にそ、きたるがごとき」点を評して、同書の特質を明らかにしている。このように、様々な学説に深入りせず、倫理関連史料を系統的に提示していく同書の姿勢は、まさに湯本の説く「単に学者の倫理説を叙述せる、倫理学史を以て足れりとすべからざる」との理念に基づくといえる。この「新刊欄」では、同窓の石川を強調して湯本には触れていないが、石川は湯本との共著を刊行することで、実質的に國學院における湯本の後継者として認識されていく。『日本倫理史稿』刊行の約三カ月後の九月には、湯本の後任として國學院講師に就任し、「日本倫理」を講ずることとなった。<sup>(16)</sup>

石川の「日本倫理」の講義との関連では、皇典講究所・國學院における「道義（道徳）」の系譜について、皇典講究所草創期から大正九年に國學院大學に設置された道義学科までの系譜を藤田大誠が既に論じている。<sup>(17)</sup> 同論考では、皇典講究所の創設に尽力した松野英雄の道義（道徳）観にはじまり、湯本武比古・三矢重松の道義（道徳）観を検討しつつ、皇典講究所・國學院の「道義（道徳）」と非宗教的な「神道」との関係性を、明治後期から唱導された国民道徳論の展開を踏まえて論じている。また、「道義（道徳）」や「神道」に関するカリキュラム整備の過程にも言及して、その中で明治三十六年度の学科課程に「道義哲学科」が置かれ、「日本道義」が國學院第三期卒業生の石川岩吉を講師として開講されたことは大きな出来事であった。<sup>(18)</sup>と評している。

こうした皇典講究所・國學院における「道義（道徳）」の系譜と石川との関係性について、石川の後任として國學院大學講師に就任した河野省三は、「この道義の名称は、蓋し國學院創立の功労者松野英雄先生の特に深く日本道義の思想学説若しくは教育意見に由来する処があつたので、石川先生の識見信念もそこにもとづい（て）みたことと



思はれる。この道義的信念こそ、皇典講究所、國學院大學の創立趣旨並に学徒教養の根幹であり基盤であって、我が国に於ける国体の講明、徳性の涵養といふ国民性格陶冶の根本となる日本倫理、国民道徳の基調を為すものである。」<sup>(19)</sup>と、松野から継承された「道義」の文脈に石川を位置付けるとともに、皇典講究所・國學院の建学の精神との関わりを説いている。

また、藤田は松野や三矢とともに湯本の「我が国においては「道義の歴史的素因」として「宗教」を採用する必要が無く、「皇祖皇宗の遺訓」「本教」「惟神の大道」に拠るべき」との道義（道徳）観をも提示して、皇典講究所・國學院における非宗教的な神道を基盤とした日本の道義（道徳）の展開は、明治後期の国民道徳論の展開と平行的関係にあったと指摘している。<sup>(20)</sup>以上の事柄を踏まえれば、研究者としての石川は、宗教としての神道が前景化しない道義あるいは国民道徳論の系譜に位置付けることができよう。

その後、明治三十七年二月の日露戦争の開戦により、石川は同月七日に充員召集されて近衛後備歩兵第一連隊に入隊、同年六月十八日には清国盛京省南尖澳に上陸し、以後満州を転戦した。翌三十八年五月には陸軍歩兵曹長、同年七月には参謀部書記となり、同年十月十六日の終戦により十一月には帰京した。召集が解除された翌三十九年一月三十一日からは、再び『教育時論』の編集に従事したが、翌四十年一月十四日に國學院大學主事心得となり、皇典講究所に勤務することとなった。

石川の着任前後の皇典講究所・國學院は、明治三十七年四月に國學院が専門学校令に依る学校に認可され、従来の単一学科制を改めて大学部と師範部からなる分科制とし、大学部は予科二年、本科三年として国史・国文の二科を設置、師範部は修業年限三年とし国語漢文科と歴史地理科の二科に分ける組織改編を行ったことで、必要経費が増加するとともに、同四十一年の新校舎の竣功も相まって、経費削減を迫られていた。<sup>(21)</sup>併せて明治後期から大正前期にかけては、

「皇典講究所國學院大學出版部」の不振により、機関誌『國學院雜誌』<sup>(23)</sup>の存続が危ぶまれる状況にあった。<sup>(24)</sup>このような状況下で石川は大学主事として着任した。石川の当面の役割は、皇典講究所・國學院の経済的維持にあったといえる。

石川は皇典講究所・國學院の財政面を改革し、その取り組みは、大正三年十二月の皇典講究所寄附行為の改正へと進み、帝室恩賜金の取扱いを明確にするとともに、基本財産を処分する際は協議員会の同意を経て、さらに主務大臣の認可を受ける必要があるなどの規定を設けた。なお、当時の協議員会議長は岡部譲、協議員署名者は、杉浦重剛・賀茂百樹・桑原芳樹・高山昇・立花照夫・青戸波江・宮西惟助・今泉定介・宮地厳夫・藤岡好古・今井清彦・石川岩吉・佐伯有義・山田新一郎・宮沢春文・中島博光の諸氏であり、石川も協議員として名を連ねている。

皇典講究所・國學院の財務が安定した後、大正四年六月九日に石川は皇子傳育官を拝命し、その学務は清水平一郎・副島知一へと引き継がれた。<sup>(25)</sup>

### 三、石川岩吉の学問

石川岩吉の主要論考は、國學院大學主事心得となった明治四十（一九〇七）年一月十四日から杉浦重剛の推薦により皇子傳育官となる大正四年六月九日の前年、大正三（一九一四）年までに集中している。

その内容は、①明治維新以降の道徳界における情勢を概括的にまとめた論考。②湯本武比古との共著『日本倫理史稿』の続編となる『日本倫理史要』の刊行。③国体に関する全四回にわたる連載と、同連載をまとめた『国体要義』の刊行の概ね三方面に分類することができる。本節では、上記三方面の研究をそれぞれ分析することで、石川岩吉の学問傾向について検討する。

## 三十一、明治維新以降の道德界の情勢分析

明治維新以降の道德界の動向については、國學院大學主事心得となった明治四十年に発表された「過去四十年間における道德界の概観(一)」「國學院雜誌」第十三卷第一号、明治四十年一月十五日刊行)、「過去四十年間における道德界の概観(二)」「國學院雜誌」第十三卷第二号、明治四十年二月十五日刊行)の二論考がある。これらの論考は、「過去四十年間における【道德・国史(歴史)学・国文学・国語学・歌学】界の概観」と題する『國學院雜誌』上の連載であり、道德を担当した石川の他は、国史学を櫻木章、国文学を堀江秀雄、国語学を高橋龍雄、歌学を彌富濱雄が担当した。この連載は神道界(担当は河野省三)<sup>(26)</sup>を併せて後に『明治国学概観』として刊行される予定であったが、ついに刊行はされなかった。このような『國學院雜誌』上における取り組みについては、「専門分化しつつある各々の学科を統合する学問(近代人文学)としての「国学」という視点」を見出せるものと評価されている。<sup>(27)</sup>

二回にわたる石川の連載は、第一回が「日清戦争まで」、第二回が「日清戦争後より日露戦争前まで」の二つの期間に区分されている。

まず、第一回(日清戦争まで)では、「復古主義」と「進取主義」の緊張関係を指摘して、前者については殊に明治元年二月十二日に神祇事務局が発した訓令、後者については五箇条の御誓文を取り上げつつ、両思想に基づく種々の具体的政策を提示して、次のように説く。<sup>(28)</sup>

此の如く維新指導者の思想は一方に復古主義あり、一方に進取主義あり、達眼卓識なる者能く之を調節して誤らざるを得たるべきも、一方に偏僻せるもの固より有り勝の事なれば爾後の歴史は往々、この二主義の反撥によりて波瀾を描きて進歩せる如き状あり。然れども純粹の復古主義は天皇親政の中央集権の事業に成功せば其の目的の大

部分を達成したるものにて、万般の施設悉く復古すべしと主張するものにあらざれば固より殊更に開国進取主義に対抗する必要存せざるなり。この故に復古の名目は時運の發展と共に、おのづから消滅しこの方面に力を注ぎし者の並にその後継者の多くは単に保守思想者として極端なる進取主義者の牽制に任ずるに至れるは自然の径路なるべし。

このように、明治維新以後、明治政府の体制が整うに従い「復古の名目は時運の發展と共に、おのづから消滅し」て、自然に進取主義が隆盛していく傾向を説いた。

これを受けて、西洋文明の「鼓吹者中の旗頭」と位置付ける福沢諭吉の説を多数引用し、「此等の説は要するに個人主義功利主義を主張せるものにして、其の極端なる例証を除きて観察すれば、能く在来の思想慣習の病弊を挙げて肯綮に当れるものあるを覚ゆ、唯その動もすれば極端に奔りて在来の風俗道徳を一も二もなく悪しざまに云ひなしその個人主義功利主義が利己拜金に墮する弊ありしは当時において既に非難の存せし所なり。」と西洋思想の受容に理解を示しつつも、その弊害についても言及している。

維新以降の諸政策による道徳界への影響については、封建制度の崩壊後に道徳が軽視されていく状況を「自尊心の喚起」「人物の価値を判定する標準の一変」「道徳の蔑視」「道徳と法律との不一致」の四点から論じ、さらに、西洋文明を取り入れた種々の改革や西洋人権思想の流入による人身売買などの方面に与えた良い影響を指摘しつつも、極端な進取主義に対する反動の起こることを示唆している。その反動については、明治十三年に修身科が諸学科の首位に置かれたことや明治天皇の勅命により元田永孚が編纂した『幼学綱要』（明治十五年）の発布、さらには皇典講究所の創設（同年）などを取り上げて、これらの事柄が「心酔的欧化主義に対する反対の必要国土の頭脳を刺激」した

と評し、その事例として東京帝国大学における西村茂樹の講演をまとめた『日本道德論』（西村金治、明治二十年）を紹介するとともに、官吏における行き過ぎた西欧化に対して、多くの国民的反対運動が展開されたとする。そのような運動の一環である国粹保存運動の事例として、政教社の杉浦重剛、三宅雄次郎を取り上げて同社の理念を説き、「かくしてこの国粹保存運動は当時の政治的国民運動を指導し、道德上に於いても大体将来の帰着点を示したれども、尚我が思想界は民間政界に仏国流の民権思想あり、政府に独逸流の国家主義あり、一般社会上には英米の実利思想あり、孔孟主義もあり、仏もあり、耶もあり、神道もありて互に排擠」を続けたと説くが、これらの混乱は、憲法の発布、教育勅語の渙発により「国体及政体倫理道德の大日本に関する論点こゝに決定せられたり。」と道德と密接に関わる教育勅語のみならず大日本帝国憲法をも取り上げて、その発布・渙発の意義を強調している。

そして、こうした状況の中で、「我が國學院の設立は二十三年七月に至り、如上国民的自覚運動の高潮に達せる際、時勢の促進によりて産出せられたるものなり。」<sup>31</sup>として、明治維新以降の道德史に國學院の設立を位置付けた。

それ以降の日清戦争に至るまでの時期については、自身が記者を務めていた『教育時論』に関わる井上哲次郎の「教育と宗教の衝突」を紹介し、キリスト教徒が「恰も外国の思想を代表したる治外法権の如きものを作り出して国民思想に対し破壊的態度」<sup>35</sup>をとることを批判している。一方で、こうした事件の影響により、一層国民教育観は明瞭となり、宗教家は国民思想と調和する必要を自覚するに至ったとの見方も示している。

次に、第二回（日清戦争後より日露戦争前まで）においては、「大戦争を経過して世間の事情が一変したる後には思想上にも大変化を来す事通常なり。」<sup>36</sup>との認識を示した上で、日清戦争後は、それ以前の偏った考え方は影を潜めて「彼の長所を認むると共に我が長所をも没却せず、慎重なる態度を執つて、自他の比較研究を行ふ風習となれるは実に一段の進歩といふべし。」<sup>37</sup>とする。また、井上哲次郎、元良勇次郎、湯本武比古、木村鷹太郎、竹内楠三による

大日本協会の機関誌『日本主義』を紹介することで日本主義の流行を指摘し、政治・外交以外の流行の原因として教育勅語研究の進展や明治二十五年頃からの国家主義教育の隆盛により、古史研究が広く行われてきたことを挙げた。一方で、日本主義に対する批判の事例として、独立自尊主義を掲げる慶應義塾が編纂した『修身要領』（福沢三八、明治三十四年）を詳細に紹介した。

日清戦争から日露戦争に到るまでの十年間については、これまでとは一転して慎重な研究が盛んになったとし、特に横井時雄、大西祝、姉崎正治、雀部顕宜、岸本能武太を中心とする丁西倫理会の活動を取り上げている。このような倫理研究の展開は、教育・学術の進歩に加えて、過渡期の特徴である倫理界の混乱や腐敗墮落などの現実の倫理問題が眼前に迫ったことによる社会的要請に基づくものであるとし、井上哲次郎の「宗教の将来に関する意見」や元良勇次郎の進化論と宗教に関する見解、穂積陳重が国家学会で論じた公德養成論や武士道の鼓吹についても同様であると説いた。

以上の二論考は、『日本倫理史稿』と比較して極めて分析的である。一方で「復古主義」と「進取主義」との関係に代表されるような二極化した事柄については、両者の議論を同等に取り上げてその関係性を示すなど、公平を保つことに注力している。この二論考の内容は、後述する『日本倫理史要』の「現代史」に反映されていく。

### 三―二、『日本倫理史要』の特徴

明治四十二年に刊行された『日本倫理史要』（開発社）は、『日本倫理史稿』と同じく湯本武比古との共著であり、その続編といえる。『日本倫理史要』の刊行経緯については、同書の「序」に記されている。『日本倫理史稿』刊行後の明治三十七年頃に湯本のもとを訪れた三浦安は、同書の有益性を説いた上で「但同書は聊か浩瀚に失するの嫌ひあれば、更に其の要を適して一小冊子を著はし、広く中小学校教員の購読に便せば、又 皇祖皇宗の御遺訓たる斯道を

詳にし、教育に関する 勅語の聖旨を明にするの一助たるに庶幾からん」旨を切望し、この要望に応える形で執筆が開始された。しかしながら、共著者である石川は、日露戦争の勃発により出征していたため、編纂作業は同三十九年一月三十一日に石川が除隊してから行われたものと考えられる。加えて湯本は同月に京北中学校の校長となり、石川は翌四十年一月十四日に國學院大學主事となったことで、両者ともに多忙の身となって作業は遅滞したため、脱稿は同四十一年十二月となった。

上記のような経緯から、『日本倫理史要』は『日本倫理史稿』と比較して、分析的記述が増えている。例えば第七篇「現代史」においては、「維新の原動力は、一は復古主義なり、一は進取主義なり。爾後の発展は、この二主義の総合（融合）によりて遂成せられたり。」<sup>38</sup>として、前記の「過去四十年間における道德界の概観（一）」で提示された「復古主義」と「進取主義」の二主義を軸に分析しており、同論考に基づいて執筆されたと考えられる。このように『日本倫理史稿』と比べて史料や歴史的事実に対する解釈や分析が付されている点だが、同書の特徴といえよう。

なお、同書は全時代的に我が国の倫理史をたどるものであり、「第一篇 上古史 第二章 建国の由来―国体」においては、天壤無窮の神勅について「要するに此の神勅に顕はれたる思想は、わが建国の理想にして、之を我が帝国の国体とす。而して之を構成する勢力の根柢は、民族の特性に外ならずして、結局皇祖の絶大なる神格に淵源し、国体と民性と相倚り相須ちて、弥々その美を濟せり。」<sup>40</sup>と説くように、同書の提示する倫理史を一貫するものは国体觀念の変遷であり、その起点は建国の由来といえる。このような視点は、同時代に広く唱導された教育勅語の広義の解論である国民道徳論と共通している。しかしながら、国民道徳論を牽引した井上哲次郎のように学説史や哲学からの解説を主旨とするのではなく、『日本倫理史稿』以来一貫して、史料を基調とした「倫理史」を叙述することに注力されている。

## 三―三、国体の研究と『国体要義』

石川岩吉の唯一の単著書である『国体要義』（開発社、大正二年）は、大正元年十月から大正二年一月にかけて『國學院雜誌』上に連載された「国体の研究」を増補改訂して刊行された。<sup>(1)</sup>前記のように『日本倫理史要』の論旨は、国体觀念の変遷を基軸としたことから、石川が国体の研究に着手したことは、自然の流れといえる。他方で研究成果の発表時期については、『國學院雜誌』上における連載の冒頭に、次のようにある。<sup>(2)</sup>

本稿はかねて草し置きたるもの、一部なり。創見の存するにはあらざれども読者の教を請ひたき部分もあり目下上杉美濃部両博士の論争ある際なれば、最も好時機なるべしと思ひて、不完全を顧みずこゝに掲載せり。

このように、石川の国体研究は、『日本倫理史稿』や『日本倫理史要』の執筆を通して得られた知見を以て用意されていたものであり、同論考を発表するに至った経緯は、美濃部達吉が明治四十四年に文部省の委嘱で中等学校教員のための憲法講義において天皇機関説を提唱し、穂積八束の憲法学には権力主義的性格があるとして批判し、翌四十五年に『憲法講話』（有斐閣書房）の題で刊行、穂積の後継者上杉慎吉との間で「天皇機関説論争」が交わされたことに、作用されてのことであった。

『國學院雜誌』掲載の論考に比べ同書は、より詳細に同論争の経緯や意義を分析している。石川は、美濃部・上杉両氏の議論について「機関」「主権」の違いを分析しつつも、直接的に自説を展開するのではなく、穂積の学説を肯定的に援用しながら論考をすすめている。

石川は、法学者が「法學上の先進国」は「建国の体制各国同主義」であるがために我が国の特殊性を説くことを



嫌い、「我が国家の説明にも、何等特殊の用意を要せざる」ように考えて、「之を無用の問題と為すにあらざれば、単に歴史家教育家の関する所と為せる」との態度をとることを批判した。<sup>(43)</sup> 一方で、国体の意義や定義については、「歴史家教育家側の漠然たるに比して法学者側に比較的明瞭なる説明ある」として、これまでに石川自身が行ってきた史料に基づく研究や『教育時論』の記者時代に学んだ教育学的視点のみならず、法学者の視点を積極的に取り入れていく立場を示している。即ち石川の国体論は、国家の特殊性を重視する歴史学・教育学的手法を重視しつつ、法学的手法をも取り入れて両者の均衡を図り論じられている。そして、「要を摘めば、各国其の歴史を異にせるによりて主権存立の体様を異にす、これ国体の相違なり、国体は即ち主権の所在によつて分る、ものなりといふに帰するが如し。」<sup>(45)</sup>と穂積の学説を引用しつつも、国体の定義としては曖昧であることを指摘して、「国家組織に於ける主権存立の体様の異同を国体の別といふは聞えたり。体様の相違は国体の相違にして、体様は国体甄別の客観的標準たるべけれども、体様即ち国体といひては痛切ならず。尚其の体様を決定する所のものを捉へて説明したし。」<sup>(46)</sup>として、次のように国体を定義した。<sup>(47)</sup>

国体とは国家組織上主権の存立に関する特殊の主義をいふ

としては如何。特殊の体様は即ち此の特殊の主義の顕現のみ。主権は即ち国家統治の権にして、最高無限にして固有なるものなり。(他の委託に原因して生じたるものにあらざる意)。此の権力が何人の手に存するかは建国の歴史の決定する所にして、その決定をなす所の主義が国家的特性の基礎となるなり。この主義と国体との関係は一より他を生ずる関係にあらずして主義即ち国体なり。而して各国其の主義を異にする以上、国体は各国各別ならざるを得ざるなり。

石川は、国家統治権の所在を決定する各国独自の建国の歴史に基いた「主義」を国体と定義した。ここでは、ドイツ憲法学に基く穂積の国体理解や同書執筆の起因となる天皇機関説論争などの法学的視点を踏まえつつも、建国の歴史に基いた「主義」を強調しており、天壤無窮の神勅を「要するに此の神勅に顕はれたる思想は、わが建国の理想にして、之を我が帝国の国体とす。」と論じた『日本倫理史要』での分析を基礎にしていると考えられる。

また、近代の国体論では、憲法と教育勅語あるいは軍人勅諭等、何れに依拠するかにより国体の概念は異なるとされるが、石川は「法学者の間には、教育に関する勅語中の『国体』の文字は、道徳上に使用せられたるものなりといふ人もあれども、予は此の語を以て、根本的に国家のすべての基礎として使用せられたるものと解し、法学上の定義、道義学上の定義等の区別をなす必要なしと信ず。」と説いており、あくまでも学問の分野や方法論に拘わらず総合的な視点から国体を理解することに努めていたといえる。

このように国体を定義した上で「第二章 国体の比較」では、「一国の国体を明にせんと欲せば、之を他国のそれに比較するを要す。」との視点から、支那、イギリス、ドイツ（プロイセン）、ロシア、そして皇国（日本）の国体を比較する。これは「第三章 国体の淵源」「第四章 国体の精華」「第五章 国体の自覚」において我が国の国体を分析する上での前提として位置付けられており、各国独自の建国の歴史に基いた「主義」を国体と定義した同書の中核であり、比較を通して特殊性を理解しようとする試みする方法論としての特色といえよう。

以上、石川の学問は、國學院において師事した湯本武比古との共著『日本倫理史稿』と同『日本倫理史要』の特徴にみられるように、建国以来の倫理関連史料の収集と分析を基礎として、国体研究へと展開した。『国体要義』では穂積八束の説を援用しつつも、自身の行ってきた倫理史研究の方法を基調として「国体とは国家組織上主権の存立に關する特殊の主義をいふ」という独自の定義を提示した。そこには自らが専攻する学問領域を越えて他分野をも包含

する総合的視点と他国や異文化との比較から我が国の国体を研究しようとする方法論を確認することができる。<sup>(51)</sup>

#### 四、皇子傳育官・東宮傳育官時代

大正四年六月九日、石川岩吉は杉浦重剛（皇典講究所幹事長）の推薦により皇子傳育官となった。同年八月十日には、雍仁親王・宣仁親王の御使となつて昭和天皇に謁見している。<sup>(52)</sup>これに伴い皇典講究所幹事、國學院大學主事を解嘱された一方、皇典講究所協議員および評議員、國學院大學商議員を委嘱されて、皇典講究所・國學院大學との関係は維持されている。<sup>(53)</sup>

また、同七年七月四日には、皇典講究所・國學院大學拡張委員会の委員に選出された。この拡張委員会は「皇典講究所・國學院大學拡張委員会ハ、本所及本大學ノ教育ノ改善拡張ニ関スル件ヲ調査審議<sup>(54)</sup>」する機関として設置され、委員は、「本所顧問・協議員・本大學商議員・本所本大學出身者及本大學ノ教育ニ関係アル碩学大家ノ中ヨリ本所長ニ於テ適当ト認ムル者ヲ推薦シ、總裁之ヲ囑託<sup>(55)</sup>」するものであった。石川の他には市村瓊次郎、今泉定介、今井清彦、上田萬年、上杉慎吉、江木千之、笈克彦、久保惠郷、桑原芳樹、小松原英太郎、近藤久敬、佐伯有義、清水澄、清水平一郎、杉浦重剛、高山昇、立花照夫、芳賀矢一、服部宇之吉、三上参次、三矢重松、宮西惟助、井上哲次郎、岡部讓が囑託され、同委員長には小松原英太郎、常務委員には今泉・上田・三上・三矢・宮西の五氏が選ばれ、その後、更に山田新一郎・湯本武比古・青戸波江の三氏も委員に委嘱された。

大正十四年一月三日、石川は宮内事務官に任じられ、高松宮付別当心得を命ぜられる。翌十五年一月に麹町区三年町（千代田区霞ヶ関）二番地の官舎に転居し、昭和二年八月三十日には、芝区高輪西台町（港区高輪）の高松宮邸内にある官舎に転居した。そして、翌三年には、高松宮付別当に任じられ、宮中における事務の調整に当たるとした。<sup>(56)</sup>

昭和五年三月四日、式部官に任ぜられ、式部職儀式課に勤務。同月十日には高松宮宣仁親王の英国・スペイン差遣につき随行仰せ付けられ、同年四月十八日に渡欧に随行する式部官山県武夫・皇族附武官水野恭介・高松宮御用掛坂本恒雄・同御用取扱落合たかとともに昭和天皇に謁見し、二十一日に東京を出発した。翌六年五月十五日に帰国し、翌月に帰国予定の宣仁親王・同妃喜久子殿下の渡欧中の動静について、同月三十日に昭和天皇・香淳皇后へ言上した。<sup>(58)</sup>

昭和十年三月二十八日には、式部官を依願により辞職、別当に任ぜられる。同時期については、河野省三が「昭和の初日支事変が進んでゐた頃、先生の高配によつて、高松宮殿下に、先輩植木直一郎博士の国学に関する講義について、私も神社に関する進講を奉仕する光栄を得た。共に毎週一回で五回にわたつた。」と回述しており、石川を通じて國學院大學の教員が宣仁親王へ御進講する機会を設けていた。

翌十一年四月十日、東宮傳育官に任じられ、高等官一等になる。東宮傳育官は新たに皇后宮職に設置され役職であり、九日付で皇室令として東宮傳育職員官制等が公布された。<sup>(59)</sup>この人事については、同十年九月二十日の『牧野伸顕日記』に「宮相来談。皇太子御養育担当者人選に付種々物色の末、石川別当最も適当との意見多し。自分も先づ同様に考ふるも、大切なる役目なれば小生の意見も聞きたしとの事なり。石川別当は宮内省職員中之れまでの経歴に顧み成績宜しく、人物も拔群、皇族方にも能く知られ、殊に大宮様の御覚え悪からずと思考す。小生は全く気付かざりしが誠に結構な人選ならむと即答し置けり」とある。<sup>(61)</sup>

翌十二年三月二十九日、皇太子が東宮仮御所へ移居するに際し、昭和天皇より皇太子へ送別の言葉が送られ、傳育官である石川も謁見した。<sup>(62)</sup>なお、これに先立ち石川は、同月十六日に、赤坂離宮内の官舎に転居している。この後は、皇太子の動静を伝えるため度々参内して昭和天皇・香淳皇后へ謁見している。<sup>(63)</sup>

昭和二十年五月二十六日の空襲で官舎を焼失し、同年六月十一日にサワ夫人は日光山内の斎藤英夫氏方に疎開した。

その後、同年八月一日から石川も日光東照宮職舎に疎開をした。この間、六月一日に皇典講究所参与を委嘱され、七月十四日に高松宮御用掛を依願により被免された。そして、八月十日に東宮傅育官を依願により被免、東宮職御用掛を仰せ付けられ、同月二十七日には特旨をもって正三位に叙せられた。なお、戦後においては昭和二十年十一月二十四日に宮内省御用掛を仰せ付けられる。宮内省御用掛は昭和二十二年五月三日に廃止された。

このように、石川は、皇子傅育官や東宮傅育官として宮中において尽力しつつも、着任後も皇典講究所・國學院大學との関係を保っており、併せて同所同大学と高松宮家をはじめとする皇室との架け橋的役割を果たしていた。

### おわりに

昭和二十年八月の敗戦に伴う神社・宗教制度の改革により、皇典講究所は大日本神祇会・神宮奉斎会とともに神社本庁へ合流した。これにより國學院大學は、同年三月二十日に独立の法人として財団法人國學院大學となり、石川は同法人の理事に就任した。同年五月二十日に任期満了となるも、同年八月十日に理事に再選されるとともに理事長に就任した。ついで同月二十七日に学長に就任したことで、理事長兼学長として新生國學院大學を牽引する立場となった。<sup>(65)</sup> 石川は新生國學院大學の財政再建にあたり、昭和二十二年一月三十日に設立された國學院大學後援会の活動に尽力し、その翌二十三年には、財政再建のために寄付金を募って全国の神社を巡訪するなどした。そのような財政再建に取り組む一方では、皇典講究所創立時の有栖川宮職仁親王による「告諭」の精神を継承した建学の精神（神道精神）の確立に尽力した。<sup>(66)</sup>

その後は、文学部開設（昭和二十三年三月）、國學院高等学校の開設（同年四月）、政治学部開設（同年八月）、目白学園との合併（同年九月）、國學院大學政経学部第一・二部の開設（昭和二十六年一月）、國學院大學大学院文学研究科

の開設（昭和二十七年三月）、國學院大學久我山学園との合併（同年七月）、國學院大學日本文化研究所の設立（昭和三十年七月）などに尽力した。<sup>(67)</sup> 昭和三十四年九月三十日、國學院大學理事長・学長を辞任し、同年十月二十一日、國學院大學から名誉学長の称号が贈られ、翌日の二十二日に國學院大學大講堂において全学生に離任の挨拶をした。そして、翌三十五年六月六日に慢性鬱血性心不全のため逝去した。逝去後、特旨をもって勲一等に叙し、瑞宝章を授けられた。

このような石川の事績と学問を基礎として國學院大學の「戦後史」、とりわけ学術的方面を再検討する上では、石川が日本文化研究所の設立に尽くして、初代所長に就任した意義は大きい。石川の名義で公表された「日本文化研究所設立の趣旨」には、同研究所設立の目的は「日本文化に関する精深な研究を行い、これを広く世界文化と比較しつつ、民族的伝統の本質と諸相とを把握する」ことにあり、研究主題は「日本文化の基礎的研究」と「国民の信仰および道徳上の諸問題の研究」とし、事業内容は「学術上の調査研究およびその助成」「内外図書・資料の蒐集ならびに保管」「研究の発表・刊行ならびに講演会の開催」「内外研究機関との連絡および資料の交換」「その他目的達成に必要な事業」と定められた。<sup>(68)</sup>

このような目的や事業の在り方は、既に本稿で検討した石川の学問の特色である学問領域を越えて他分野をも包含する総合的視点と他国や異文化との比較から我が国の国体を研究しようとする方法論と概ね一致するといえる。<sup>(69)</sup> 日本文化研究所の創設に関わった河野省三は、「石川先生が皇子傳育官として奉仕された宮様方がそれ〴〵国民体育や社会福祉や宗教学術に寄与されてゐる諸般の御活動を静視されてゐたその晩年に、それらの諸方面から看取された体験によって、国大の学園にふさはしい日本文化の新しい研究に着目して、その事業を企画されたことには意義深いものがある。」<sup>(70)</sup>と石川の事績と同研究所の創設との関係を述べている。

ただし、同研究所の設立は、石川や河野の他、柳田國男・岸本英夫・武田祐吉らも関与して計画されたものであり、同研究所が目的に掲げる「日本文化に関する精深な研究」「民族的伝統の本質と諸相」に対する認識は、研究分野や方法論の違いから多様であったと考えられる。従って同研究所の設立や活動の意義を本質的に理解するためには、石川のみならず、同研究所設立当時の各人の認識を含めた様々な視点から再検証する必要がある。そのためには、戦後、建学の精神と定めた「神道」と同研究所の名称に冠された「日本文化」との関係をも検討する必要があると考えるが、これについては今後の課題としたい。

## 註

- (1) 「石川岩吉先生年譜」(『國學院雜誌』第六十一卷第十二号〔石川岩吉先生追悼号〕、昭和三十五年)。本稿における石川の事績については、特に注記しない限り同年譜によった。なお、石川の年譜には「石川岩吉先生没後三十年記念特別展」(於 國學院大學百周年記念館二階)において國學院大學校史資料課が作成した「石川岩吉先生年譜」(平成二年六月六日)もある。
- (2) 近年では、「石川岩吉先生没後四十年」(『校史』第十一号、國學院大學校史資料課、平成十二年)、齊藤智朗「石川岩吉」(『戦後神道界の群像』神社新報社、平成二十八年)に石川岩吉の事績がまとめられている。また、西岡和彦「石川岩吉」(『國學院大學日本文化研究所編『神道人物研究文献目録』弘文堂、平成十二年)は、石川に関わる文献資料を紹介している他、柴田紳一(資料紹介)石川岩吉先生と牧野伸顕伯爵との往復書翰(『國學院大學日本文化研究所報』一五六号、平成二年九月)は、石川岩吉の三十年祭の節目の年にあたり、國學院大學校史資料室所蔵の石川岩吉宛書翰と国会図書館憲政資料室「牧野伸顕関係文書」所収の牧野伸顕宛書翰を用いて両者のやり取りを紹介している。
- (3) 本稿は國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センターが令和二年度より推進する「國學院大學における自校史研究とアーカイブの活用」(令和二―四年度)研究事業における國學院大學の「戦後史」に関する研究の予備的検討である。
- (4) 東京府尋常中学校の同窓には、伯爵・林博太郎(明治七年〜昭和四十三年)がいた。林は学習院教授・東京高等商業学校教授・

宮内省式部官・東京帝国大学教授・貴族院議員・南満洲鉄道会社総裁などを歴任し、戦後は高千穂商科大学理事長を務めた。なお、林は、『國學院雜誌』の「石川岩吉先生追悼号」に「日本精神の理想に生きた偉人」を寄稿している。

(5) 前掲「石川岩吉先生年譜」九七頁。

(6) 皇典講究所・國學院における青戸波江の活動や顕彰塾および青戸と石川岩吉との関係については、齊藤智朗「青戸波江と皇典講究所・國學院大學」(『神道宗教』第二三四号、平成二十六年)を参照。

(7) 落合直文、芳賀矢一(改修者)『改修言泉』(第壹卷、大倉書店、大正十年)緒言三―四頁。

(8) 前掲『改修言泉』「序」(芳賀矢一)二頁を参照。なお、芳賀矢一による序に続いて、落合と懇意であった森林太郎による序も付されている。

(9) 『國學院大學百年史』上巻、一九七―二〇一頁を参照。

(10) 齊藤智朗・藤田大誠「近代人文学の形成と皇典講究所・國學院―國學院の学術資産に見る伝統文化研究発信の現代的意義」(『モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践』國學院大學研究開発推進機構傳統文化リサーチセンター、平成二十四年)五一頁。

(11) 『兵事雜誌』の編集担当であったのは限られた期間ではあるが、「(史談) 西郷隆盛(一)」「(兵事雜誌) 第三年第十二号、明治三十一年六月」、「(史談) 西郷隆盛(二)」「(兵事雜誌) 第三年第十三号、明治三十一年七月)を執筆した他、「(武甕槌神)」「(軍人普通學講義) 一(一)、明治三十一年七月」、「(史談)」「(軍人普通學講義) 一(一)、明治三十二年六月)などを執筆している。

(12) 『教育時論』(第五百五十七号、明治三十三年十月五日)、同(五百五十八号、明治三十三年十月十五日)、(五百五十九号、明治三十三年十月二十五日)、同(五百六十号、明治三十三年十一月五日)、同(五百六十一号、明治三十三年十一月十五日)、同(五百六十二号、明治三十三年十一月二十五日)、同(五百六十三号、明治三十三年十二月五日)、同(五百六十四号、明治三十三年十二月十五日)、同(五百六十五号、明治三十三年十二月二十五日)に掲載。

(13) 稲村真里「教育時論」時代の石川君」(『國學院雜誌』第六十一卷第十二号、昭和三十五年)六二―六三頁。

(14) 湯本武比古・石川岩吉編『日本倫理史要』(開発社、明治四十二年)「序」一一二頁参照。

(15) 「新刊 日本倫理史稿 全一冊」(『國學院雜誌』第七卷第八号、明治三十四年)一一三頁。

(16) なお、石川の着任と同時に、同期の鳥野幸次は「増鏡」の講義を担当することとなった。そのほか、石川と同じく倫理や国民道徳の分野で活躍することになる深作安文は「教育学」を担当することとなった。



- (17) 藤田大誠「近代国学における「神道」と「道徳」に関する覚書―皇典講究所・國學院の展開を中心に―」（『國學院大學校史・學術資産研究』第二号、平成二十二年）を参照。
- (18) 前掲「近代国学における「神道」と「道徳」に関する覚書―皇典講究所・國學院の展開を中心に―」三八頁。
- (19) 河野省三「石川先生と日本倫理と日本文化」（『國學院雜誌』第六十一卷第十二号〔石川岩吉先生追悼号〕、昭和三十五年）二三頁。
- (20) 前掲「近代国学における「神道」と「道徳」に関する覚書―皇典講究所・國學院の展開を中心に―」三六頁。
- (21) 前掲「近代国学における「神道」と「道徳」に関する覚書―皇典講究所・國學院の展開を中心に―」四二頁。
- (22) 『國學院大學百年史』上巻、四二―四一四頁。
- (23) 國學院の機関誌である『國學院雜誌』は、明治二十七年十一月に創刊した。同誌は明治二十一年九月に創刊された『日本文学』（同二十三年四月に『国文学』と改称）を実質上の前身とする雑誌であり、昭和十九年に一時中断したものの、現在に至るまで毎月刊行され続けている。
- (24) 石川は主事心得であった明治四十二年二月から皇子傳育官として大学を離れる大正四年五月まで『國學院雜誌』の編輯を担当した。当時の皇典講究所・國學院の経済状況や『國學院雜誌』の存続問題については、「國學院雜誌編輯回顧録」（『國學院雜誌』第三十卷第一号、大正十三年）を参照のこと。
- (25) 他方で、明治四十四年十月に本学大学部学生が主唱者となり、「神国の大道の闡明」を目的とした神道青年会を創立した際には、同十一月十八日の発会式において紀平成美、高山昇とともに演説を行うなどした。
- (26) 形式は同様ではないが、神道界については、石川が『國學院雜誌』の編集担当であった期間に「宗教界の現勢」（明治四十二年二月から同年十二月まで連載）と題する連載を行い、河野省三「神道界」、鈴木暢幸「仏教各派」、廣井辰太郎「基督教各派」の担当で執筆された。「宗教界の現勢」については、拙稿「皇典講究所・國學院大學の「神道」研究と教派神道―『國學院雜誌』連載「宗教界の現勢」を中心に―」（『國學院大學校史・學術資産研究』第十一号、平成三十一年）において若干の検討を行った。
- (27) 前掲「近代人文学の形成と皇典講究所・國學院―國學院の學術資産に見る伝統文化研究発信の現代的意義」五五頁。
- (28) 石川岩吉「過去四十年間における道徳界の概観（一）」（『國學院雜誌』第十三卷第一号、明治四十年一月十五日刊行）五一頁。

- (29) 引用は論考の執筆年代から『福沢全集』（時事新報社、明治三十一年）からなされたと考えられる。なお論考中では「福沢全集緒言」「学問のすゝめ」「文明論の概略」「民情一新」「日本婦人論」を引用している。
- (30) 前掲「過去四十年間における道徳界の概観（一）」五四頁。
- (31) 前掲「過去四十年間における道徳界の概観（二）」六二頁。
- (32) 前掲「過去四十年間における道徳界の概観（一）」六五頁。
- (33) 前掲「過去四十年間における道徳界の概観（二）」六六頁。
- (34) 同右。
- (35) 前掲「過去四十年間における道徳界の概観（一）」六七頁。
- (36) 石川岩吉「過去四十年間における道徳界の概観（二）」（『國學院雜誌』第十三卷第二号、明治四十年二月十五日刊行）二五頁。
- (37) 前掲「過去四十年間における道徳界の概観（二）」二六頁。
- (38) 湯本武比古、石川岩吉『日本倫理史要』（開発社、明治四十二年）「序」二頁。
- (39) 前掲『日本倫理史要』五八五頁。
- (40) 前掲『日本倫理史要』三九頁。
- (41) 同書と同論考との対応は、「第一章 国体の意義」（『國學院雜誌』第十八卷第十号）、「第二章 国体の比較」（『國學院雜誌』第十八卷第十一号）、「第三章 国体の淵源」（『國學院雜誌』第十八卷第十二号）、「第四章 国体の精華」（『國學院雜誌』第十九卷第一号）であり、「第五章 国体の自覚」は書き下ろしというよりも、『日本倫理史要』の要約的内容となっている。
- (42) 石川岩吉「国体の研究」（『國學院雜誌』第十八卷第十号、大正元年）七頁。
- (43) 石川岩吉『国体要義』（開発社、大正二年）一一―一二頁。
- (44) 前掲『国体要義』二四頁。
- (45) 同右。
- (46) 前掲『国体要義』二四―二五頁。
- (47) 前掲『国体要義』二五頁。
- (48) 大原康男「国体論と兵権思想―「軍人勅諭」の国体観を中心にして―」（『神道学』第一〇四号、昭和五十五年）、同「明治

前期の国体観と井上毅」(『國學院雜誌』第八十一卷第五号、昭和五十五年)等を参照。

(49) 前掲『国体要義』二六頁。

(50) 前掲『国体要義』二九頁。

(51) 以上の論考の他、当該期には石川岩吉「神社と宗教」(『國學院雜誌』第二十一卷第十二号、大正三年)がある。宗教の定義が一定ではないことから、神社と宗教との関係を論じる際には宗教あるいは非宗教の語句に拘泥せず、学理や道理、常識上から検討する必要を説いている。このような「神社非宗教」や「神社対宗教」等の問題と石川との関係については、今後の課題としたい。

また、石川岩吉は穂積八束の学説を肯定的に多数引用して国体を論じている。穂積が没した大正元年十月、石川が編集担当を務める『國學院雜誌』の彙報欄に「穂積博士」が掲載された。

記者は博士の警咳に接せざりしかども、其の著書によりて益を得たること頗る大なり。(中略)

世間の論客は博士に対して曲学阿世の罵評を投ずるを常としたれど、我が国の評壇にて博士の学説は極めて不人気なりしに拘らず、之に頓着せず、其の主張を一貫したるは頗る偉なりとせざるべからず、これ決して曲学阿世者の学び得ざる所なり。

博士は其著作中に於て、世間の論者が一種の厭ふべき気風を有して、其の欧米化せる頭脳を以て我が固有の事実を曲解するを指摘し、其の陋を悪める感情の掩ふべからざるを示せり。吾人其の意衷を諒察す。

博士国学者の家に生る。其の説は家学に負ふ所あるが如し。此の点に於て吾人は今更ながら学問の根柢の忽にすべからざるを感ずること大なり。

〔穂積博士〕(『國學院雜誌』第十八卷第十号、大正元年十月) 九〇―九一頁)

今後は皇典講究所・國學院大學と穂積八束との関係性について、同所同大学の国法研究・道義研究の系譜や国体論および国民道徳論の展開を踏まえて、具体的に検討することも本稿の課題である。なお、穂積没後の大正七年には、皇典講究所・國學院大學拡張委員会の委員に上杉慎吉も石川らとともに委嘱されている。

(52) 宮内庁編『昭和天皇実録』(第二、東京書籍、平成二十七年) 二二六頁参照。

(53) 当該期には河野省三の著書『国民道徳史論』(森江書店、大正六年)を評した「国民道徳史論を読みて」(『國學院雜誌』

- 第二十三卷第十号、大正六年十月十五日)等を著している。
- (54) 『國學院大學百年史』上巻、五一―五頁。
- (55) 同右。
- (56) その例としては、昭和四年に皇族間における贈答に関して、財政の整備緊縮を理由に恒例の贈答を廃止する方針が定められ、特に秩父宮・高松宮・竹田宮・北白川宮・朝香宮・東久邇宮の事務官が会合・研究の上、恒例献進内規案を作成した際には、同年十二月八日に石川が侍従長・鈴木貫太郎へ提出している(前掲『昭和天皇実録』第五巻、四六八頁参照)。
- (57) 宮内庁編『昭和天皇実録』(第五、東京書籍、平成二十八年)五七六頁。
- (58) 前掲『昭和天皇実録』第五、八二三頁。
- (59) 前掲「石川先生と日本倫理と日本文化」二二頁。
- (60) 『官報』(第二七七九号、昭和十一年四月十日)一頁、『昭和天皇実録』第七巻、九一頁参照。
- (61) 伊藤隆、広瀬順昭編『牧野伸顕日記』(中央公論社、平成二年)六五四頁。
- (62) 宮内庁編『昭和天皇実録』(第七、東京書籍、平成二十八年)三一〇頁参照。
- (63) 前掲『昭和天皇実録』第七、四〇九頁、五二八頁、宮内庁編『昭和天皇実録』(第八、東京書籍、平成二十八年)二八三頁、四三三頁等を参照。
- (64) 当時、日光へ疎開していた石川は、佐々木行忠との業務の引継ぎを宇都宮二荒山神社の社務所において行われた(佐々木行忠「石川先生を憶う」(『國學院雑誌』第六十一卷第十二号〔石川岩吉先生追悼号〕、昭和三十五年、五七頁参照)。
- (65) 國學院大學後援会設置時の会長は佐々木行忠学長であった。石川は、昭和二十二年九月九日に佐佐木から事務を引き継ぎ、後援会の組織を拡張するなど國學院大學の維持に尽力した。後援会の活動については、前掲『國學院大學百年史』下巻、一〇六一―一〇六九頁を参照のこと。
- (66) 藤田大誠「國學院大學における建学の精神「神道精神」の基礎的考察」(『國學院大學校史・学術資産研究』第十号、平成三十年)参照。
- (67) 神社界との関係では、昭和二十四年十月に明治神宮総代(昭和二十四年十月就任、同二十七年十月、昭和三十年十月、昭和三十三年十月二十二日再任)に就任して、昭和二十七年には復興奉賛会と同造営の委員を務めたほか、樺原神宮奉賛会理

事（昭和二十九年二月就任、昭和三十二年二月再任）・評議員（昭和三十二年二月就任）、明治神宮奉賛会理事（昭和三十年三月就任）、伊勢神宮奉賛会評議員（昭和三十一年十二月三日就任、翌三十二年三月三十一日再任）を歴任した。また、郷土である広島県関連では、財団法人芸備協会監事（昭和二十九年五月就任）・評議員（昭和三十二年四月六日就任）、広島県人会評議員（昭和三十三年二月就任）などを歴任した。

(68) 國學院大學日本文化研究所の歴史やこれまでの事業の展開については、國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所編『國學院大學日本文化研究所五十年誌』（國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所、平成二十年）を参照のこと。

(69) 阪本是丸が「近代的分化としての「神道」学だけに神道精神の講究・闡明・宣揚を任せ、あるいは任されたとする立場の否定にこそ、國學院の学問、即ち国学の真価は存するのである。」（阪本是丸「國學院の学問を貫徹するもの」『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第二号、平成二十年、二―三頁）と指摘するように、皇典講究所・國學院大學の学問は、一学科にのみ「神道精神」の講明を託したわけではなかった。まさに、石川の学問の在り方も、そのような國學院の学問の系譜に位置付けることができ、また日本文化研究所の設立趣旨や研究事業の在り方も、同様の理念に立脚したものであったと考える。

(70) 前掲「石川先生と日本倫理と日本文化」二五頁。